

令和7年8月1日

令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給基準

給付金の名称	令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金
給付金の支給目的	光熱水費や燃料費の価格高騰の影響を受けた介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等(以下「事業所等」という。)を運営する者に対して支援金を支給し、事業者の負担軽減に資することにより、事業の継続と経営の安定化を図ることを目的とする。
給付金の支給対象者	申請日現在、別表に定める事業所等を運営する者とする。
給付金の支給額	別表のとおり ただし、次の各号に該当する事業所等は算定の基礎から除く。 (1) 大津市の区域外に所在する事業所等 (2) 申請日時点において、休止又は廃止している事業所等(休止又は廃止の届出をしていない事業所等を含む。) (3) 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護事業所 (4) 共同生活援助事業所等の空床を利用してサービスを提供する短期入所事業所 (5) 令和7年4月から6月までににおいて、サービス提供の実績がない事業所等 (6) 令和7年4月から6月までににおいて、提供したサービス分の請求で同一建物減算を請求している事業所 (7) 大津市が運営する事業所等
給付金の支給方法	(1) 給付金の支給を受けようとする者は、「令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書」(様式第1号)に申請事業所一覧表(様式第1号-1)を添えて市長に提出するものとする。 (2) 市長は、前号の申請書兼請求書を受理し、支給対象者と認めるときは、「令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給決定通知書」(様式第2号)により、当該申請をした者(以下、「申請者」という。)に通知するものとする。 (3) 市長は、第1号の申請書兼請求書を受理し、給付金の支給をしないことと決定したときは、「令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給申請棄却(却下)決定通知書」(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

	(4) 市長は、給付金の支給を決定した日から30日以内に当該支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、給付金の総額を支払うものとする。 (5) 市長は、給付金の支給の決定をした場合において、受給者が大津市補助金等交付規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、「令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書」(様式第4号)により、受給者に通知するものとする。 ※ 給付金の申請期限までに事業所等の休止若しくは廃止の届出があったときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。 (6) 市長は、給付金の支給の決定を取り消した場合、受給者に対し、「令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金返還通知書」(様式第5号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
給付金の申請期限	令和7年12月26日
様式	1 令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号) 1-1 申請事業所一覧表(様式第1号-1) 2 令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給決定通知書(様式第2号) 3 令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号) 4 令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書(様式第4号) 5 令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金返還通知書(様式第5号)
担当部署	大津市健康福祉部介護・福祉施設課

別表

	事業所等の種別	根拠法令	給付金の支給額等
介 (1)	短期入所生活介護事業所 (予防含)	介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所	定員に 6,700 円を乗じた額とする。 *介(2)、介(5)の定員は利用定員とする。
介 (2)	小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所	
介 (3)	認知症対応型共同生活介護事業所	介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所	
介 (4)	地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設	
介 (5)	看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項第1号に規定する複合型サービスとして介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第1項第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所	
介 (6)	介護老人福祉施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設	
介 (7)	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	
介 (8)	養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム	
介 (9)	軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	

介 (10)	通所介護事業所	介護保険法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業所	定員に 2,700 円を乗じた額とする。
介 (11)	通所リハビリテーション事業所	介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業所	
介 (12)	地域密着型通所介護事業所	介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所	
介 (13)	認知症対応型通所介護事業所	介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行う事業所	
介 (14)	訪問介護事業所	介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業所	1事業所当たり 54,300 円とする。
介 (15)	訪問入浴介護事業所	介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業所	
介 (16)	訪問看護事業所	介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所	
介 (17)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所	
介 (18)	居宅介護支援事業所	介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所	定員に 6,700 円を乗じた額とする。
障 (1)	短期入所事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所	
障 (2)	施設入所支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に規定する施設入所支援を行う事業所	
障 (3)	共同生活援助事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所	

障 (4)	生活介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所	定員に2,700円を乗じた額とする。 *障(4)、障(8)、障(9)を多機能型事業所としてそれぞれのサービスで定員を設けていない場合は、一体としている合計の定員で算定する。 *介護保険サービス事業所に共生型として指定を受けている場合で、介護保険サービス事業所を運営する者として申請する場合、併給は認めない。
障 (5)	自立訓練事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う事業所	
障 (6)	就労移行支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所	
障 (7)	就労継続支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所	
障 (8)	児童発達支援事業所	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所	
障 (9)	放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所	
障 (10)	居宅介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業所	1事業所当たり54,300円とする。 *障(10)～障(13)のうち、複数のサービスを一の事業所で提供している場合、併給は認めない。
障 (11)	重度訪問介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う事業所	
障 (12)	同行援護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第4項に規定する同行援護を行う事業所	
障 (13)	行動援護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第5項に規定する行動援護を行う事業所	

障 (14)	就労定着支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 15 項に規定する就労定着支援を行う事業所	1 事業所当たり 54,300 円とする。 *障(16)～障(18)及び障(21)のうち、複数のサービスを一の事業所で提供している場合、併給は認めない。
障 (15)	自立生活援助事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 16 項に規定する就労定着支援を行う事業所	
障 (16)	相談支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する相談支援を行う事業所	
障 (17)	地域移行支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 20 項に規定する地域移行支援を行う事業所	
障 (18)	地域定着支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 21 項に規定する地域定着支援を行う事業所	
障 (19)	居宅訪問型児童発達支援事業所	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所	
障 (20)	保育所等訪問支援事業所	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所	
障 (21)	障害児相談支援事業所	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援を行う事業所	